

特別会計

町の特別会計は5つで、それぞれ町議会第3回定例会で決算が認定されました。
特別会計は、特定の収入等により特定の事業を行う場合などに、一般会計から分離して別に収支経理を行うものです。

会計別決算額

会計名	歳入	歳出
国民健康保険	44億3,701万2千円	43億5,605万2千円
後期高齢者医療	3億1,025万7千円	3億678万9千円
下水道事業	4億5,788万5千円	4億4,638万8千円
農業集落排水事業	9,091万6千円	8,511万2千円
水道事業	収益的	8億7,140万5千円
	資本的	1億7,913万6千円
		7億9,270万4千円
		4億3,229万1千円

特別会計の主な事業

下水道事業特別会計

歳入(3.6%増)	歳出(3.4%増)
寄居駅南地区	2.4ha面整備
男衾駅周辺	4.7ha面整備
男衾駅周辺面整備に向けた実施設計	

農業集落排水事業特別会計

歳入(62.7%減)	歳出(63.0%減)
折原地区処理施設進入道・外周道舗装工事	
今市地区処理施設機械装置修繕工事	

水道事業特別会計

収益的収支	収入(4.1%増)	支出(2.5%増)
資本的収支	収入(102.5%増)	支出(16.8%増)
給水世帯		13,962戸
給水人口		35,512人
供給単価		172円04銭
給水原価		171円84銭

国民健康保険特別会計

歳入(5.0%増)	歳出(5.6%増)
被保険者数(年間平均)	11,160人
保険給付費	29億971万9千円
後期高齢者支援金等	5億5,149万9千円
1人当たり医療費*	31万4,152円
*1人当たり医療費は一部負担金を含んだ金額になります。	

後期高齢者医療特別会計

歳入(8.0%増)	歳出(9.2%増)
被保険者数(年間平均)	4,338人
1人当たり医療費*	78万2,875円
*1人当たり医療費は一部負担金を含んだ金額になります。	

滞納整理強化期間です!

11月から1月までの3カ月間は

町では、県と県内すべての市町村と協働して、11月から来年1月までの3カ月間を「滞納整理強化期間」とし、町税滞納額縮減のため滞納整理の取り組みを強化します。正しく納付していただいている大多数の皆さんとの公平性を保つため、正当な理由がないのに町税を滞納している方には、催告や財産の差し押さえを積極的に行います。

●**町税は納期限内に納付しましょう**
町税は国民の義務の一つに規定されています。町税は、定められた納期限内に、自主的に納付していただくのが原則です。
納期限を過ぎても納付していない方は、町指定金融機関やコンビニエンスストア、または役場で至急納付してください。
※取扱期限を過ぎた場合は、コンビニエンスストアで納付できないことがあります。

●**税金を滞納すると**
納期限を過ぎても納付がない場合は督促状を送付します。督促後も納付がないときは、法律に基づき財産等を調査し、財産等が発見された場合は滞納処分(差し押さえ等)を行います。差し押さえた財産は公売するなどして換価し、滞納者の税金に充当します。

●**納付できない事情があるときは**
税務課では、納期限内に税金を納めることが困難な方の相談を受け付けています。納期限を過ぎても納付がない場合は延滞金が生じます。やむを得ない事情により納税が困難

な方は、お早めにご相談ください。

●**口座振替をご利用ください**
口座振替取り扱い金融機関等に預貯金口座がある方は、便利で確実な口座振替をご利用ください。ご指定の口座から自動的に振替納税ができますので、その都度金融機関等に出向く必要がありません。
問い合わせ/税務課(☎581・2121 内線153、158)へ。



●**個人住民税(町・県民税)の特別徴収を徹底します**
県および県内市町村は、平成27年度から個人住民税の特別徴収(天引き)

町の健全化判断比率等をお知らせします!

財政情報の公開と地方公共団体の財政の早期健全化を目的として『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』に基づき、町民の皆さんに町の健全化判断比率等を公表します。

健全化判断比率等の算定結果

平成24年度決算の健全化判断比率等の算定結果は次のとおりで、いずれも早期健全化基準、財政再生基準および経営健全化基準を下回っています。

健全化判断比率

財政指標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
町の算定値	—	—	9.6%	79.1%
早期健全化基準	14.03%	19.03%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	—

※実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字額がない場合「—」で表示されます。

資金不足比率

会計名	水道事業会	下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計
町の算定値	—	—	—
経営健全化基準	20.00%	20.00%	20.00%

※資金不足額がない場合「—」で表示されます。

健全化判断比率とは?

- ・**実質赤字比率**
一般会計に赤字額がある場合、その赤字額の程度を指標化するもの。
 - ・**連結実質赤字比率**
町の会計全体で赤字額がある場合、その赤字額の程度を指標化するもの。
 - ・**実質公債費比率**
地方債の償還金等の大きさを指標化し、財政負担の程度を示すもの。
 - ・**将来負担比率**
一般会計が将来支払う可能性のある負担額を指標化し、将来の財政負担の程度を示すもの。
 - ・**資金不足比率**
公営企業会計等に資金不足額がある場合、その額を事業規模と比較して指標化するもの。
- ◆詳しい内容を町公式ホームページに掲載しています。

以上が平成24年度決算の概要です。今後も計画的な行政運営を推進するため、効率的・効果的な事業を積極的に実施するとともに、一層質の高い行政サービスの提供に努めていきます。



を徹底します。
原則としてすべての給与支払者(法人・個人)が、従業員の個人住民税を従業員個人に代わって町へ納めていただくこととなります。
特別徴収していない事業主の皆さんは、特別徴収に切り替えできるようにご準備ください。
具体的には:

- 原則、すべての所得税の源泉徴収義務のある給与等の支払者に特別徴収をしていただきます。ただし、次の場合等を除きます。詳細についてはお問い合わせください。
- ①全従業員数が2人以下の事業所
 - ②従業員がすでに休・退職している
 - ③ひと月の給与額が同月の税額よりも少ない
 - ④給与支払が毎月ではなく不定期等、現実的に特別徴収ができない
- 問い合わせ/税務課(☎581・2121 内線154、156)へ。

税務署からのお知らせ

●**平成25年分年末調整説明会**
熊谷税務署では、平成25年分給与所得者の年末調整等説明会を次のとおり開催します。
日時/11月20日(水) 1回目 午前10時～正午、2回目 午後2時～4時
場所/熊谷文化創造館「さくらめい」と「太陽のホール(熊谷市拾六間111-1)」
その他/年末調整関係の用紙や法定調書の用紙が不足する場合は会場でお渡ししますので、受付の担当者へお申し付けください。駐車場をご利用

の方は、入口で年末調整説明会出席する旨を申し出てください。国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)から各種用紙の一部をダウンロードすることができます。
問い合わせ/熊谷税務署(☎521・2905)へ。※自動音声案内の「2」をお選びいただくと、税務署のオペレーターにつながります。

●**個人事業者の青色申告決算等説明会**
熊谷税務署では、青色申告を行う方を対象に説明会を開催します。
日時/12月4日(水) 事業所得者・不動産所得者 午前10時～正午、農業所得者 午後2時～4時
場所/熊谷文化創造館「さくらめい」と「会議室1(熊谷市拾六間111-1)」
問い合わせ/熊谷税務署個人課税第一部門(☎521・5649)へ。

●**記帳・帳簿等の保存対象拡大のお知らせ**
平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。
対象/事業所得、不動産所得、または山林所得を生ずべき業務を行うすべての方。所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。
その他/詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。
問い合わせ/熊谷税務署個人課税第一部門(☎521・5649)へ。